

令和 年 月 日

横浜植物防疫所

東京支所植物防疫官 殿

輸入者住所

氏 名

### 臭化メチルくん蒸に関する申出書

当社が下記1の植物について、下記2の期間、下記3の輸入港に輸入する場合において、輸入検査の結果、検疫有害動物が発見され不合格となった場合であつて、当社が当該植物について臭化メチルくん蒸の実施を申し出た場合、当該くん蒸により当該植物に薬害又は品質異常等が生じても一切の異議を申し立てないことを、誓約いたします。

なお、植物防疫官からは、臭化メチルくん蒸は薬害を生ずるおそれがある旨、指摘を受けており、薬害が発生するおそれがあることは認識しています。仮に薬害のおそれがあったとしても当社の都合により臭化メチルくん蒸の実施を希望するものであるので申し添えます。

### 記

1 品 名

(レモン、グレープフルーツは、梱包内温度 15℃以上でくん蒸を実施します。また、レモンについてはくん蒸後梱包内温度 15℃以上で2日間以上保管します。)

2 輸入期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 輸入港 東京港